

基準の特例等適用通知書

第 年 月 日 号

宛

東京消防庁
消防署長

印

年 月 日（受付番号：第 号）付けで申請のあつた基準の特例等の適用について、火災予防条例第64条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

| | | | | |
|-------------|---------|--|-----------|--|
| 防対象 火物 | 名 称 | | | |
| | 所 在 地 | | | |
| | 建 築 面 積 | | 延 べ 面 積 | |
| | 用 途 | | 構 造 ・ 階 層 | |
| 特例等適用対象等 | | | | |
| 特例等適用の可否 | | | | |
| 条 件 又 は 理 由 | | | | |
| 備 考 | | | | |

(注) 法令の略称 法：消防法 政令：消防法施行令 省令：消防法施行規則
 条例：火災予防条例 条則：火災予防条例施行規則
 建基法：建築基準法 建基令：建築基準法施行令
 都安例：東京都建築安全条例

※教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(日本産業規格A列4番)